12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＳ二一〇九（二〇一九）又はＪＩＳＳ二一一二（二〇一九）の対象となるもの以外のもの

二　業務の用に供するために製造されたもの

三　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属さないガスを燃料とするもの

［削る］

［削る］

四　ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であつて、給排気方式が開放式以外のもの

五　ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの

イ　給湯の機能を有しないもの

ロ　通気方式が自然通気式のもの

ハ　循環方式が自然循環式のもの

ニ　屋内に設置する構造のもの

六　暖房の用のみに供するもの

13　令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＳ三〇二一（二〇一七）、ＪＩＳＳ三〇二四（二〇一七）又はＪＩＳＳ三〇二七（二〇一七）の対象となるもの以外（ＪＩＳＳ二〇九一（二〇一三）に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの

二　業務の用に供するために製造されたもの

［削る］

［削る］

三　給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの

四　暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの

14～27　［略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第四項及び第七項、第十二条第一項第一号、第二十五条第一項並びに第二十六条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十九日

環境大臣　小泉進次郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限） **第十条**　法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。	（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限） **第十条**　法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

［新設］

一　業務の用に供するために製造されたもの

二　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

三　浴室内に設置するガス風呂釜であつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

四　給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガス風呂釜

［新設］

［新設］

［新設］

13　令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

［新設］

一　業務の用に供するために製造されたもの

二　薪材を燃焼させる構造を有するもの

三　ゲージ圧力〇・一メガパスカルを超える温水ボイラー

［新設］

［新設］

14～27　［略］